

第 7 7 号議案

ふじみ野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

ふじみ野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 1 0 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号中「1 級」の次に「又は 2 級」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 5 この条例において「精神通院医療費」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 8 条の規定により公費負担がされた医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 1 8 年政令第 1 0 号）第 1 条の 2 第 3 号に規定する精神通院医療に係るもの（以下「精神通院医療費」という。）に限る。）の自己負担分（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者で、精神通院医療費を自己負担したが公費負担が発生しなかった場合を含む。）をいう。

第 3 条第 1 項第 1 号ア中「（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）」を削る。

第 4 条第 1 項中「第 2 条第 1 項第 3 号に規定する重度心身障害者が医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 7 条第 2 項第 1 号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第 2 条第 1 項第 3 号に規定する重度心身障害者のうち 1 級の障害を有するものが医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 7 条第 2 項第 1 号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金
- (2) 第 2 条第 1 項第 3 号に規定する重度心身障害者のうち 2 級の障害を有するものに係る精神通院医療費以外の一部負担金

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

重度心身障害者医療費の支給対象となる障害等級に精神障害 2 級を加えるため、ふじみ野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。